

| 建築設備工事監理状況調書 |    |                                                                      |        |
|--------------|----|----------------------------------------------------------------------|--------|
| 確 認 項 目      |    | 添付書類                                                                 |        |
| 共通           | 1  | 電気・水道・ガス設備が仮設ではなく本設である。                                              |        |
|              | 2  | 敷地内外の給排水設備の接続が完了している。                                                |        |
|              | 3  | 設備機器等が敷地外に突出していない。                                                   |        |
|              | 4  | 屋上突出設備(水槽、キュービクル、空調機器等)に地震等に対する転倒防止措置を講じている。                         |        |
|              | 5  | 令第9条の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認している。                     |        |
| 給排水設備        | 1  | 飲料水系と雨水利用水系又は排水再利用水系等が直接接続されていない。                                    |        |
|              | 2  | 給水設備(散水栓等)は吐水口空間が確保されている。                                            |        |
|              | 3  | 給水タンク、高架タンクの保守点検に支障がない空間が確保されている。                                    | 写真     |
|              | 4  | 高架タンクの保守点検のための安全対策(ステージ、手すり等)の措置を講じている。                              | 写真     |
|              | 5  | 雨水排水立て管は、汚水排水管、通気管等と兼用し、又はこれらの管と連結していない。                             |        |
|              | 6  | 雨水排水管を汚水排水管と連結する場合は、直前にトラップ <sup>ます</sup> 枳 <sup>ます</sup> 等が設けられている。 |        |
|              | 7  | 排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。                                            |        |
|              | 8  | 通気管末端の開口部と建物の出入口、窓等との離隔距離が確保されている。                                   |        |
|              | 9  | 排水通気用屋内開放通気弁は、保守点検の可能な場所又は付近に点検口が設けられている。                            |        |
|              | 10 | 排水槽は昭和50年建設省告示第1597号第2に基づき施工されている。                                   |        |
|              | 11 | 流し器具、洗面器具、浴槽の床排水に規定の排水トラップが設けられている。                                  | 写真     |
|              | 12 | 合併処理浄化槽が申請どおり設けられている(※工事中及び型式番号が分かる写真を撮ること。)                         | 写真     |
|              | 13 | 合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が24時間漏水していない。                                       | 写真・データ |
|              | 14 | 給排水管、通気管が規定の材質で施工されている。                                              | 写真     |
|              | 15 | 駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。                                         | 写真     |
|              | 16 | 厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。                                            | 写真     |
| 換気設備         | 1  | 換気設備は保守点検に支障がない位置にある。                                                |        |
|              | 2  | 火気使用室に規定の給気設備と排気設備が設けられている。                                          | 写真・データ |

|       |   |                                                           |         |
|-------|---|-----------------------------------------------------------|---------|
| 換気設備  | 3 | 居室には当該床面積の1/20以上の開口部又は規定の機械換気設備が設けられている。                  | 機械換気データ |
|       | 4 | 機械換気を必要とする室には規定の換気設備が設けられている。                             | データ     |
|       | 5 | シックハウス対策が必要な室には規定の機械換気設備が設けられている。                         | データ     |
|       | 6 | 開放式ガス器具を設ける室には換気上有効な開口部が設けられている。                          |         |
|       | 7 | 換気ダクトが規定の材質で施工されている。                                      | 写真      |
|       | 8 | 密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒(煙突)には防火ダンパーが取り付けられている。              |         |
|       | 9 | 3階建て以上の共同住宅には、ガス器具に適合したガスの安全対策(ヒューズ・コック、ネジ接合等)がなされている。    |         |
| 排煙設備  | 1 | 排煙を要する場所には、当該床面積の1/50以上の開口部又は規定の機械排煙設備が設けられている。           | 機械排煙データ |
|       | 2 | 送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備の場合、平成12年建設省告示第1437号に基づき施工されている。 | データ     |
|       | 3 | 付室等に設置した加圧防排煙設備の場合、平成28年国土交通省告示第696号及び第697号に基づき施工されている。   | データ     |
|       | 4 | 排煙設備のための手動開放装置が規定の高さがある。                                  |         |
|       | 5 | 排煙ダクトに設ける防火ダンパーは280℃の温度ヒューズを使用している。                       |         |
|       | 6 | 排煙ダクトの断熱が必要な箇所にはロックウール等が被覆されている。                          |         |
|       | 7 | 機械排煙設備等の作動と連動して、換気、空調設備が停止する。                             |         |
|       | 8 | 機械排煙設備等が作動しても、負圧による当該区画内の避難方向への戸の開閉には支障がない。               |         |
|       | 9 | 機械排煙設備の煙出口、付室及び乗降ロビーに設ける給気取入口等は、「延焼のおそれのある部分」以外に設けられている。  |         |
| 非常用照明 | 1 | 非常用照明器具は必要な場所に設けられ、規定の照度がある。                              | 写真・データ  |
|       | 2 | 非常用照明装置はJIL適合マーク等により確認している。                               |         |
|       | 3 | 電池内蔵形の配線が正しく行なわれ、コンセント型の引き抜き防止措置が講じられ、蓄電池に充電されている。        |         |
|       | 4 | 電源別置形の停電検出については、分電盤の廊下等避難経路の分岐回路の二次側から分岐されている。            |         |
| 予備電源  | 1 | 常用の電源から予備電源への切替えに支障がない。                                   | データ     |
|       | 2 | 耐熱規制を受けた配線、分電盤等で施工されている。                                  |         |
| 避雷設備  | 1 | 被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。                     |         |
|       | 2 | 被保護建築物等が保護範囲内に入るように受雷部システムが設置されている。                       | 写真      |
|       | 3 | 引下げ導線システムと受雷部システム、接地極システムが電氣的に接続されている。                    | 写真      |
|       | 4 | 引下げ導線システムが保護レベルに応じた平均間隔に配置されている。                          |         |
|       | 5 | 接地極システムが設計通りに施工されている。                                     | 写真      |
|       | 6 | 外部雷保護システムが規定の材料で、最小寸法を満たしている。                             |         |

その 3

|     |    |                                                        |        |
|-----|----|--------------------------------------------------------|--------|
| その他 | 1  | 外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられる換気設備の開口部に防火設備(F D等)が設けられている。    |        |
|     | 2  | 換気、空調ダクトに設ける防火ダンパーが防火区画等の貫通部に取り付けられている。                |        |
|     | 3  | 防火ダンパーの構造は、日本防排煙工業会の自主適合マーク等により確認している。                 |        |
|     | 4  | 防火ダンパーの付近の天井面には保守点検のための点検口(45cm□以上)が設けられている。           |        |
|     | 5  | 防火戸、ダンパー、可動たれ壁に連動する感知器が規定の位置に設けられ、作動する。                | 写真・データ |
|     | 6  | 配管、ダクト、配線等が防火区画等を貫通する際に、防火措置を講じている。                    | 写真     |
|     | 7  | 和風便器、阻集器が防火区画の床を貫通する際に、耐火被覆等の防火措置を講じている。               |        |
|     | 8  | 3階建て以上の建築物に設けられる直通階段(屋内、屋外)に直接面した部分に換気設備の開口部が設けられていない。 |        |
|     | 9  | 屋外避難階段から2m未満に換気設備の開口部が設けられていない。                        |        |
|     | 10 | 屋外階段の正面、屋外避難階段から周囲2m範囲の給湯器は扉内型である。                     |        |
| 昇降機 | 1  | 昇降路内は他の用途の配線、配管等(光ファイバーケーブル等を除く。)が設けられていない。            |        |
|     | 2  | 昇降路は、耐火構造等で区画され、路内には穴、隙間がなく、かつ突出物がない。                  |        |
|     | 3  | 非常用E L Vの各階乗降ロビー内の見やすい位置に避難経路図を掲示した。                   |        |

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)